

関係各位

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正について

「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」が改正され、令和6年12月12日に改正法が施行されますので、お知らせします。

【法改正の概要】

- ・ 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬の一つとして位置づけられることとなります。
- ・ CBD関連製品※中に微量に残留する可能性があるΔ9-THC（デルタ9テトラヒドロカンナビノール）に対して、製品の形状に応じて残留限度値が設けられます。
- ・ 令和6年12月12日以降、Δ9-THCの含有量が残留限度値を超えて検出されたものは、大麻由来の製品であるか否かにかかわらず麻薬として取り扱われます。

※ CBD関連製品とは、CBD（カンナビジオール）、CBN（カンナビノール）又はCBG（カンナビゲロール）を含有する製品をいいます。

【税関での手続き】

- ・ 上記のとおり、麻薬として位置づけられることから、令和6年12月12日以降大麻及びその製品を輸出する際は、「携帯輸出許可書」又は「麻薬輸出許可書」、輸入する際は「携帯輸入許可書」又は「麻薬輸入許可書」を税関へ提出いただくこととなります。
- ・ CBD関連製品について、THC類が含有されていないこと（Δ9-THCについては、含有量が残留限度値以下であること）を税関に証明できない場合、輸入を行うことができません。所管省庁（麻薬取締部）による事前確認手続を案内する場合がございますのでご承知おきください。

改正の内容や所管省庁（麻薬取締部）による事前確認手続については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】薬物乱用防止に関する情報 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

【問合せ先】東京税関 業務部

通関総括第2部門（輸入）

電話：03-3599-6338

通関総括第4部門（輸出）

電話：03-3599-6341